

消費者教育推進地区便り

第5号 2016. 5

南部学区の皆さま、こんにちは。

静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

昨年度は、消費者教育推進地区における様々な事業にご協力いただきありがとうございました。今年度も引き続き、どうぞよろしくお願いいいたします。なお、4月に消費者教育推進員が横山から那須野に変わりました。横山同様、どうぞよろしくお願いいいたします。

2月に行った4回目の戸別訪問では、前回の戸別訪問の後の様子をお聞きするとともに、1月に多発した「還付金詐欺」への注意喚起を行いました。

そして「消費者市民」の一員として、「商品への不満や要望を業者に伝える」ことを実践しているか、などについてお話を伺いました。お忙しい中、お話を聞かせていただき、ありがとうございました。皆さまからの声をご紹介します。



マイナンバーなど新しい制度は、すぐに取り入れず、世の中に浸透するまで様子を見ます。

NTTの関連会社を名乗り「IP電話にすれば電話料金が安くなる」と電話がありました。

商品への不満を店に伝える意義はわかるけれど、実行したことはありません。

「近所を回っている」と言って、屋根の修理業者が訪問して来ました。

留守番電話にして、知らない業者からの電話には出ません。



私は、不便な点をメーカーに電話で伝えます。きちんとした会社は誠実に対応してくれるので、大事なことだと思います。



「知らない業者からの電話は、話を聞かずにすぐに切る」とか、「ナンバー・ディスプレイの契約をして、非通知の電話には出ない」など、皆さんそれぞれに身を守る対策をされていて、感心しました。マイナンバー制度や電力小売全面自由化など、新しい制度などが始まると、それに便乗した勧誘や悪質商法が登場します。情報を得る手段の一つとして、「くらしの出張教室」をぜひご利用ください。

商品に不満や要望があったら、お店や会社に伝えよう！

「お客様の声」が集まれば、商品の改良が実現

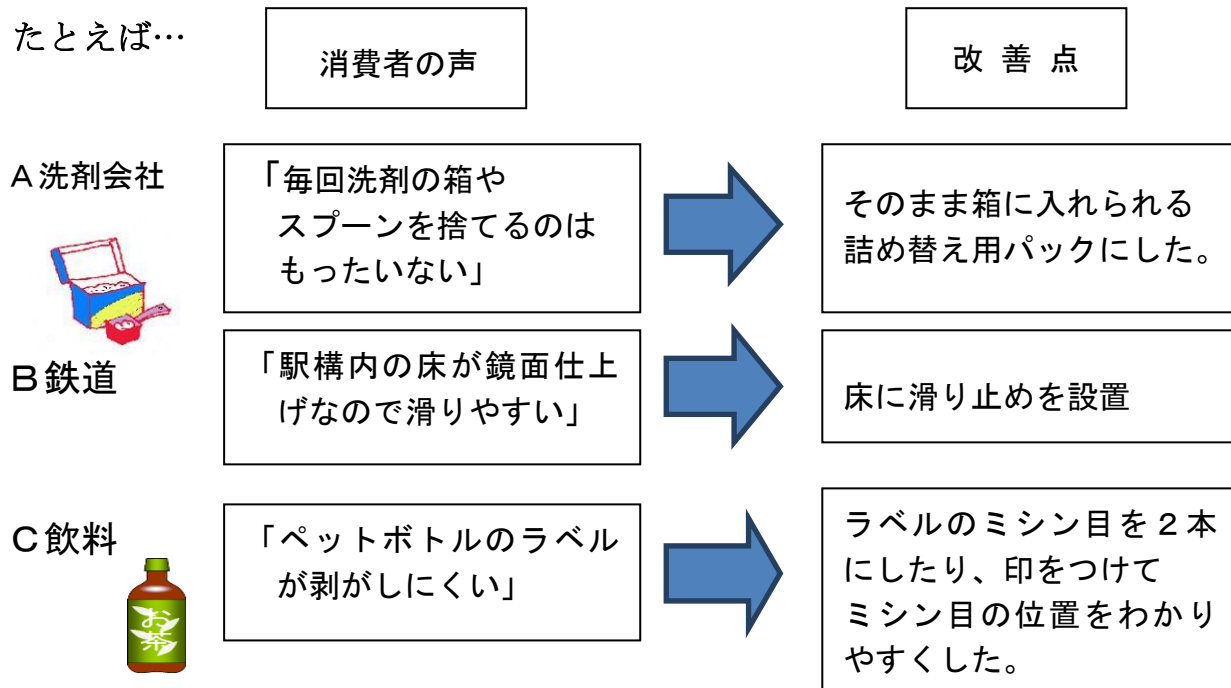
みなさんはこれまでに購入した商品やサービスについて、不満をもったり、被害にあったことがありますか。また、その時にどうしましたか。

消費者被害にあった場合には、静岡市消費生活センターにご相談ください。

また、被害と言えないまでも、事業者から購入した商品やサービスに不満があった場合には、購入したお店や製造業者などに連絡しましょう。

「不便だなあ」「危ないなあ」「納得できない」などと感じたことを伝えること、多くの声を積み重ねることにより、商品やサービスが改善され、安心安全な消費生活につながります。

※意見や要望は各社の「お客様相談室」などに電話、Eメールなどで知らせることができます。



地域での見守り活動も消費者市民としての行動の一つです！

高齢者や障がいのある人に対しては、家族や周りの人が早めに変化に気づき、地域社会全体で見守ることが被害防止につながります。

「いつもと違う」「何かがおかしい」は、日常の中でしか気づきません。身近なことから、自分にできることから、始めてみましょう！

消費者教育推進地区「南部学区」

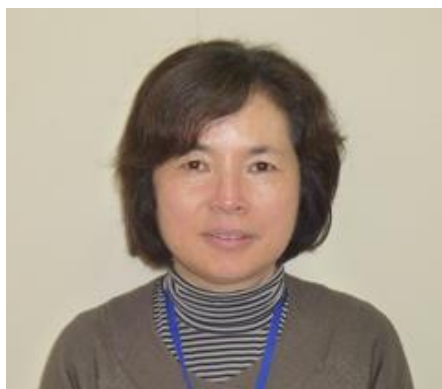
消費者教育推進員の戸別訪問計画

消費者教育推進員の那須野が、今年度第1回目の戸別訪問を下記の日程で行わせていただきますのでよろしくお願いします。

なお、天候等により訪問日が前後することもあります。ご了承ください。

	期 間	町内会・自治会名
第 1 回	5/6(金)～5/10(火)	南八幡町1区
		南八幡町2区
	5/11(水)～5/16(月)	中田三・四丁目
	5/17(火)～5/20(金)	石田一丁目
	5/23(月)～5/25(水)	石田中
	5/27(金)～5/30(月)	登呂六丁目
	5/31(火)～6/3(金)	登呂本町

※上記の期間の平日午前9時30分～午後4時30分に訪問する予定です。



はじめまして。今年度、静岡市生活安心安全課消費生活センターで消費者教育推進員として勤務いたします那須野孝子と申します。

南部学区は初めて訪れるところも多く、皆様には教えていただかなければならないこともたくさんあると思います。皆様が安心して安全な生活が送れるようお役に立ちたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

電力小売自由化に乗じた詐欺や悪質な勧誘に注意！！



今年の4月から電力小売全面自由化が始まりました。私たち消費者は様々な事業者を選択できるようになりました。

正確な情報を収集し、契約内容を確認し、自分に一番合ったプランを選択しましょう。また、電力小売自由化に便乗した勧誘には注意してください。

相談事例

- ① 訪問してきた業者に、光熱水費が安くなると言われ電気温水器の契約をしたが、クーリング・オフしたい。
- ② 訪問販売で、「電力小売自由化で電気料金が上がるから」と勧誘されて高額な太陽光発電システムの契約をしてしまったが、解約したい。
- ③ 来訪した業者に、インターネット、電気、電話をセットで契約すれば料金が割引になると、1時間以上もしつこく勧誘された。

電力小売自由化についてのお問い合わせは、

0570-028-555へ（平日 9:00～18:00）

不審な勧誘を受けたり、契約に際してトラブルになった場合は、消費生活センターにご相談ください。

くらしの安全

歩きスマホは危険がいっぱい



歩行中や自転車走行中に、スマートフォン等を操作すると周りが見えにくくなり、大変危険です。また、通話時にも事故は発生しています。

自分自身がけがをするだけでなく、周囲の人にけがをさせたり、死亡事故も起きています。

●人混みを避けて ●安全な場所で ●立ち止まって操作しましょう！

ミニ講座 消費者力をつけましょう

クーリング・オフ その五

「いいアルバイトがある」と友人に誘われて、高額な化粧品セットを購入して会員になりました。会員を増やせば、マージンが入りすぐに元が取れると説明されましたが、誰も会員になってくれません。解約したいです。 ※これは、他の人を勧誘して販売組織に加入させると利益が得られると言って商品などを買わせる、マルチ商法、ネットワークビジネスと呼ばれるものです。

契約書面を受け取った日から20日以内であれば、クーリング・オフできます。

また、クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、中途解約制度があります。

発行 静岡市市民局生活安心安全課消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、 054-221-1056 まで

(専門の相談員による相談時間：平日9時～16時)

くらしの出張教室の申込みは、 054-221-1054 まで